

越境犯罪対策には国際協力の強化が不可欠

犯罪組織はすでに事実上、地理的、言語的、法律的境界を越えて活動しています。これに対し、刑事司法当局はゆっくりとした、不完全で非効率な協力さえ実現に苦勞しているのが現状です。硬直した法制度の下での時代遅れの実践が変革を阻む一方で、臨機応変な犯罪者はグローバルな経済システムと国内社会でますます強大化しています。

越境犯罪者が政府より素早くグローバルな環境変化に適応すれば、犯罪者はさらに力を蓄え、資源に対する支配力を増し、合法社会を食物にしてゆくことになるでしょう。

法の支配を守らねばならない政府とは違い、犯罪者は倫理にも法律にも縛られません。犯罪対策面での国際協力実現に向けた改善が進んでいることは間違いありません。しかし、国際協力のスピード、容易性および頻度を一気に引き上げることは、長年の懸案となったままです。越境犯罪を効果的に取り締まるためには、犯罪者引渡しの実践、司法共助、資産没収その他の国際協力をさらに急速に進化させねばなりません。

国際協力の法的枠組み：

1988年には「麻薬及び向精神薬の不正取引防止に関する国連条約」の交渉が妥結し、犯罪対策関連の国際協力の一大転機が訪れました。この合意により、薬物犯罪者の引渡しまたは訴追、司法共助の実施、薬物収益または相応価値の資産の差押えと没収、および、法執行協力への参加が義務づけられました。

犯罪者はその性質や場所に関係なく、儲かることであれば何にでも手を出す習性があるため、2000年の「国連国際組織犯罪防止条約」は、重大な越境犯罪への関与を抑止、処罰する幅広い法的枠組みを定めています。

これら条約は、収益を重視する犯罪集団対策に向けた協力に必要なインフラを提供しています。しかし、その効果的活用に対する障害もあります。

引渡し要件、司法共助および双罰性に関する問題：

要請国と被要請国双方の法律で処罰できる犯罪のみについて協力を求めるという双罰性の問題はしばしば、犯罪者の引渡しはおろか、司法共助まで妨げる要因となってきました。

「国連腐敗防止条約」は犯罪者引渡しに関し、ある国が条約で定める犯罪のうち、自らの国内法で処罰できないものを理由に引渡しを認めることを許可しています。これは従来の犯罪者引渡し条約から大きく逸脱する規定ですが、こうした進化の機は熟しているといえましょう。

引渡し手続きは簡素化する必要があります。引渡しの根拠が何であるかにかかわらず、時間的な遅れや資源の無駄につながる手続き上の障害が多いからです。

司法共助分野での国際協力は、国連薬物犯罪オフィス（UNODC）が開発したコンピュータ・アプリケーション「共助要請書作成者ツール（Mutual Assistance Request Writer Tool）」を使えば劇的に改善できるでしょう。

薬物・犯罪対策条約の潜在力を十分に引き出すためには、犯罪者引渡し、司法共助および差押えと没収の分野における国際協力に必要な手続きを確立する立法措置が必要であることを、各国は認識すべきです。

捜査協力：

捜査協力のグローバルなモデルとなるのは、184カ国の国家中央警察を世界全地域の警察協力ネットワークが支える国際刑事警察機構（INTERPOL）です。これらネットワークのほとんどは、公開ウェブサイトと関係者限定ウェブサイトを設けています。公開ウェブサイトは、ネットワーク加盟国の関連法令へのアクセスを提供することにより、国際協力の透明性と実効性に大きく貢献しています。外国の法律と国際的实践に関する知識の有無は、協力要請の成否を分けることがあるからです。

一つの成功例として、2,000万件近くの盗難または紛失パスポートを登録した INTERPOL のデータベースがあげられます。このようなパスポートは越境犯罪者が犯罪を実行し、司法の手を逃れるために用いられます。現在、加盟国は特定のパスポートをスキャンするか、手動でパスポート番号を INTERPOL ネットワーク・データベースに入力するだけで、紛失パスポートや盗難パスポートが使われているかどうかを数秒のうちに知ることができます。

結論と提言：

各国の当局が国際協力に向けたメカニズムを素早く適応させ、その効果を高めなければ、自国の経済と社会のガバナンスにおいて、より柔軟で想像力に富み、着実な進化を遂げる犯罪者との競争に敗れてしまうでしょう。

潘基文（パン・ギムン）国連事務総長は昨年12月、国際の平和と安全に対する脅威について安全保障理事会で発言し、このような国際的な脅威に単独で立ち向かえる国はないことを指摘しました。事務総長は次のように結論しています。「この闘いには、共有の責任という強い意識に基づく包括的かつ国際的なアプローチが必要です。各国は情報を共有し、共同作戦を展開し、能力を育成し、司法共助を行わなければなりません。これまでのところ、政府間の協力は組織的犯罪ネットワーク間の協力に後れを取っています」

薬物密売に対する国際社会の不十分な対応を指摘した事務総長の所見は、他形態の組織的犯罪にも当てはまります。政府間の協力は、犯罪のグローバルな性質と、組織的犯罪ネットワーク内部および相互の協力を立ち向かうために必要な水準にはるかに及びません。犯罪者が臨機応変性を高めているのに対し、刑事司法当局が世界のニーズに見合わない時代遅れの手続きに悪戦苦闘する中で、治安上のギャップは広がる一方です。

各国は互惠、礼讓、アドホックな合意または正規の条約のどれに基づくものであれ、国益に沿う場合には常に協力を可能にする基本的な司法共助法体系を導入すべきです。

合法社会が国際的犯罪集団と互角に渡り合えるようにするためには、根本的な変革が必要なのです。

さらに詳しくは、下記をご覧ください。

www.unis.unvienna.org

www.unodc.org

www.crimecongress2010.com.br

ライブ・ウェブキャストは下記でご覧になれます。

www.un.org/webcast/crime2010